

茨城県報

号外第175号

昭和59年7月31日

火 曜 日

目 次

規 則

●茨城県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	ページ 1
●茨城県事務委任規則の一部を改正する規則（ 〃 ）	2

訓 令

●茨城県事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）	3
---------------------------	---

規 則

茨城県規則第40号

茨城県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和59年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県行政組織規則の一部を改正する規則

茨城県行政組織規則（昭和42年茨城県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表企画部の項を次のように改める。

企 画 部	企画調整課，地域計画課，地域整備第一課，地域整備第二課，鹿島開発課，水土地対策課，統計課
-------	--

第13条の表次長の項職務の欄中「（企画部にあつては，鹿島開発局を除く。）」を削る。

第27条を次のように改める。

（鹿島用地事務所）

第27条 鹿島臨海工業地帯造成に係る用地事務を行うための機関として，鹿島用地事務所を置く。

2 鹿島用地事務所の名称及び位置は，次のとおりとする。

名 称	位 置
茨城県鹿島用地事務所	鹿島郡神栖町大字平泉外十二入会

第91条第4項の表次長の項組織の欄中「県税事務所」を「県税事務所，鹿島用地事務所」に改める。

別表第2企画部の部地域整備第二課の項の次に次のように加える。

鹿島開発課

- 1 鹿行地域の振興に係る主要施策の計画及び推進に関すること。
- 2 鹿島臨海工業地帯造成事業の計画及び調整に関すること。
- 3 都市開発区域（鹿島地区に限る。）の整備に関すること。
- 4 工業整備特別地域に関すること。
- 5 鹿島臨海工業地帯における企業誘致及び企業指導に関すること。
- 6 鹿島臨海工業地帯造成事業等の資金対策に関すること。
- 7 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計に関すること。
- 8 鹿島臨海工業地帯生活環境整備特別会計に関すること。
- 9 鹿島臨海工業地帯造成に伴う用地の取得、管理及び処分に関すること。
- 10 鹿島臨海工業地帯造成に伴う補償対策に関すること。
- 11 鹿島臨海工業地帯造成に伴う諸対策に関すること。
- 12 鹿島臨海工業地帯造成に伴う移転対策事業に関すること。
- 13 鹿島用地事務所に関すること。

別表第2鹿島開発局の部を削る。

別表第5消防学校の項の次に次のように加える。

鹿 島 用 地 事 務 所	総 務 課， 管 理 課， 用 地 課
---------------	---------------------

別表第7消防学校の項の次に次のように加える。

鹿島用地事務所

- 1 鹿島臨海工業地帯造成に伴う用地の取得、管理及び処分に関すること。
- 2 鹿島臨海工業地帯造成に伴う補償対策に関すること。
- 3 登記事務に関すること。

付 則

この規則は、昭和59年8月1日から施行する。

茨城県規則第41号

茨城県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和59年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県事務委任規則の一部を改正する規則

茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2 第3 県税事務所長の部の次に次のように加える。

第3の2 鹿島用地事務所長

- 1 茨城県における土地等の取得の補償及び処分に伴う評価の基準(昭和39年茨城県訓令第3号)に関する次のこと。
 - (1) 第8条第1項の規定による登記すべき土地等の買収代金及び所有権以外の権利に対する補償金の一部の前払の承認
 - (2) 第20条の規定による用地費及び補償費の承認
 - 2 鹿島臨海工業地帯造成事業に係る土地等の取得の補償及び替地の譲渡に伴う評価の基準(昭和59年茨城県訓令第17号)に関する次のこと。
 - (1) 第6条第1項の規定による登記すべき土地等の買収代金及び所有権以外の権利に対する補償金の一部の前払の承認
 - (2) 第7条の規定による用地費及び補償費並びに替地の譲渡価額の承認
 - 3 鹿島臨海工業地帯造成に係る土地の取得及び替地の処分に伴う登記の嘱託
 - 4 鹿島臨海工業地帯造成に係る土地と民有地等との境界確認
 - 5 鹿島臨海工業地帯造成に係る土地の取得に伴う替地配分の決定及び通知書の交付
 - 6 鹿島臨海工業地帯造成事業に係る替地の減額譲渡及び無償貸付けに関する条例(昭和59年茨城県条例第50号)に関する次のこと。
 - (1) 第2条の規定による替地の減額譲渡(1件の金額2,000万円未満のものに限る。)
 - (2) 第4条の規定による替地の無償貸付け
 - 7 一般念書解消対策特別交付金の交付決定
- 付 則

この規則は、昭和59年8月1日から施行する。

訓 令

茨城県訓令第16号

茨城県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和59年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県事務決裁規程の一部を改正する訓令

茨城県事務決裁規程(昭和40年茨城県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、企画部長」及び「、企画部鹿島開発局長(以下「鹿島開発局長」という。)」を削る。

第7条の見出し中「、鹿島開発局長」を削り、同条第1項中「、鹿島開発局長」、「、企画部鹿島開発局(以下「鹿島開発局」という。)」及び「局長又は」を削る。

第8条中「又は企画部」及び「又は鹿島開発局」を削る。

第18条の表中

部	長	次長を置く 部	次 長 (次長が2人以上置かれて いる場合には、部長が あらかじめ指定する者。 総務部次長又は企画部次 長にあつては、知事公室 又は鹿島開発局に係るも のを除く。)	主 務 課 長 (総合監察室に あつては、総合 監察室長)	幹 事 課 長	を
---	---	------------	--	--	---------	---

部	長	次長を置く 部	次 長 (次長が2人以上置かれて いる場合には、部長が あらかじめ指定する者。 総務部次長にあつては、 知事公室に係るものを除 く。)	主 務 課 長 (総合監察室に あつては、総合 監察室長)	幹 事 課 長	に、
---	---	------------	--	--	---------	----

知 事 公 室	知 事 公 室 長	主 務 課 長		を
鹿島開発局	鹿 島 開 発 局 長	鹿 島 開 発 課 長		

知 事 公 室	知 事 公 室 長	主 務 課 長		に、
---------	-----------	---------	--	----

知事公室長, 総合監察室長, 鹿島開発局長 又は総合県民 室長		知事公室長, 総合監察室 長, 鹿島開発局長又は総 合県民室長があらかじめ 指定する者		を
---	--	--	--	---

知事公室長, 総合監察室長 又は総合県民 室長		知事公室長, 総合監察室 長又は総合県民室長があ らかじめ指定する者		に、
----------------------------------	--	--	--	----

県税事務所， 福祉事務所， 保健所，土地 改良事務所， 土木事務所， 港湾事務所， 下水道事務所 及び国際博関 連公共事業建 設事務所の課 長及び室長		主務係長（係長が置かれていない場合には，課長があらかじめ指定する職員）			を
---	--	-------------------------------------	--	--	---

県税事務所， 鹿島用地事務 所，福祉事務 所，保健所， 土地改良事務 所，土木事務 所，港湾事務 所，下水道事 務所及び国際 博関連公共事 業建設事務所 の課長及び室 長		主務係長（係長が置かれていない場合には，課長があらかじめ指定する職員）			に
---	--	-------------------------------------	--	--	---

改める。

別表第 3 4 企画部の部鹿島開発課の項を削る。

別表第 3 4 企画部の部地域計画課の項の次に次のように加える。

鹿 島 開 発 課	1 鹿島臨海工業地帯造成事業の基本方針及び基本計画に基づく企業誘致，資金対策，用地の取得，管理及び処分並びに諸対策に関する実施計画等の策定 2 工業整備特別地域整備促進法（昭和39年法律第 146 号）第 3 条第 1 項の規定による整備基本計画に関する意見の聴取及び承認の申請 3 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第 98号）第24条及び第25条の規定による承認	鹿島臨海工業地帯造成事業の基本方針及び基本計画の樹立のための調査要領の決定
-----------------------	---	---------------------------------------

別表第 8 地方総合事務所，県税事務所，福祉事務所，保健所，土地改良事務所，土木事務所，港湾事務所，下水道事務所及び国際博関連公共事業建設事務所の課長及び室長の項中「県 税 事 務 所」を「県税事務所，鹿島用地事務所」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、昭和59年8月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県事務決裁規程第6条から第8条までの規定にかかわらず、企画部に置かれる鹿行地域担当次長は、当分の間、この訓令による改正前の茨城県事務決裁規程第8条の規定による企画部鹿島開発局長の専決事項を専決するものとする。

~~~~~

---

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所